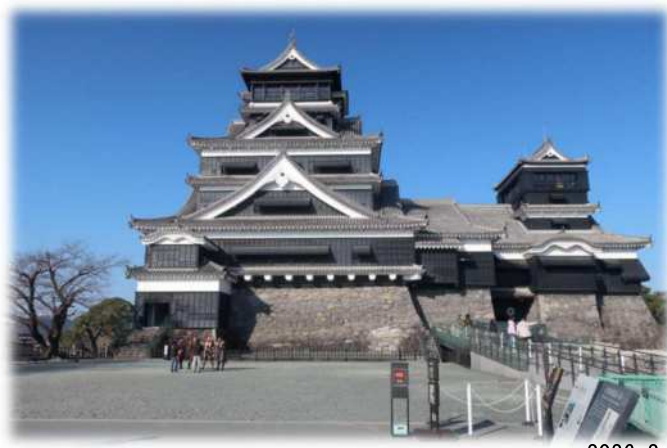


# ～熊本地震から10年～ 熊本県における災害時歯科保健医療提供体制整備 に向けての取組



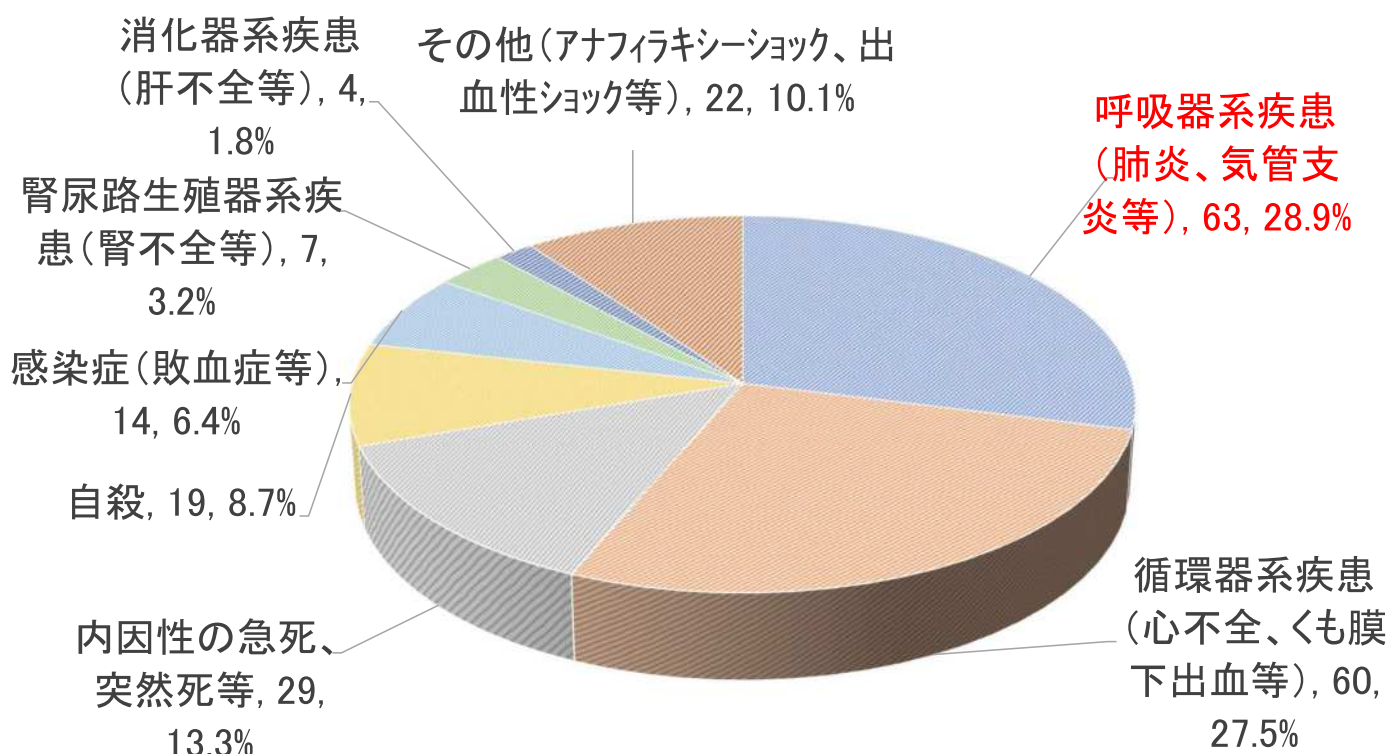
2026. 2

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課  
課長補佐 楠田 美佳

2026. 4. 19 日本災害時公衆衛生歯科研究会2026年度第1回研修会 1

## 熊本地震における震災関連死（災害関連死）の概況について 発災後～令和3年3月末時点まで N=218

### 死因分類別

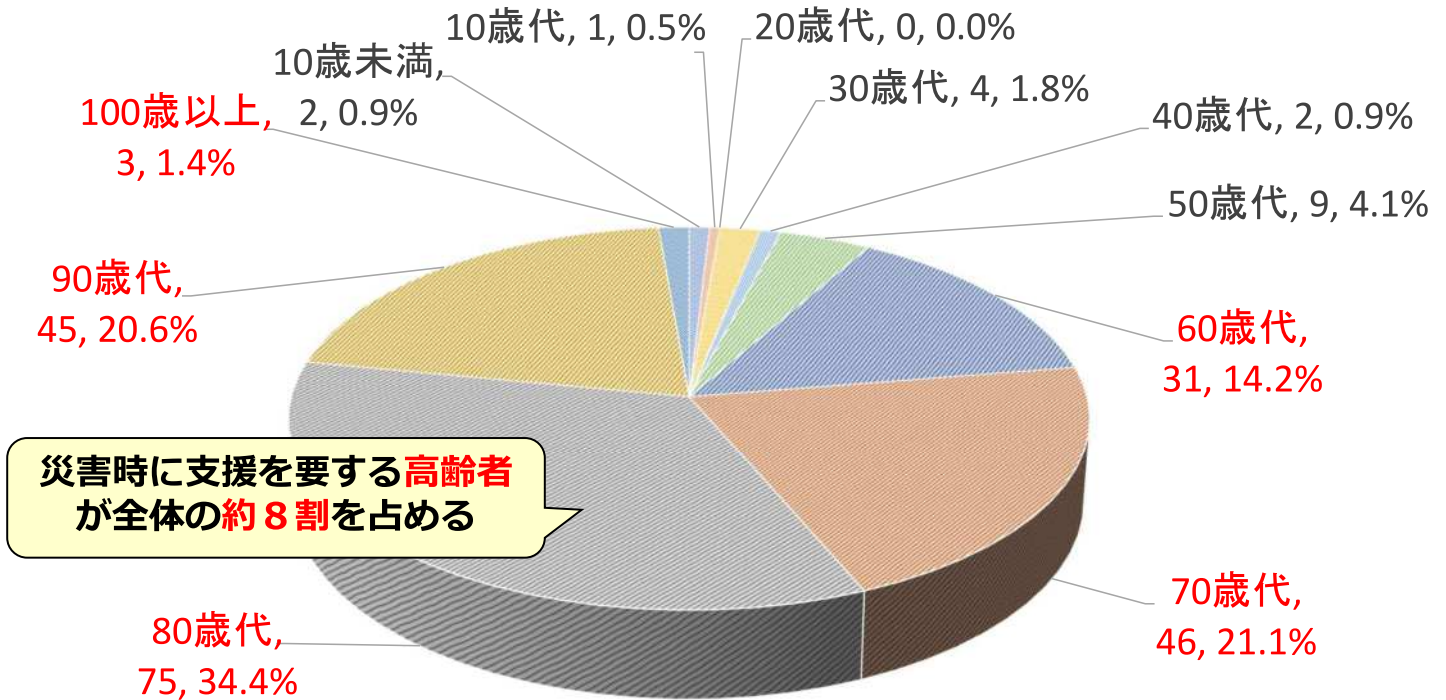


# 熊本地震における震災関連死（災害関連死）の概況について

発災後～令和3年3月末時点まで

N=218

## 死亡時の年代別



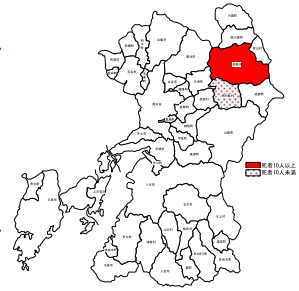
(令和3年4月9日 熊本県報道資料)

3

## 2012～2020 熊本県における災害

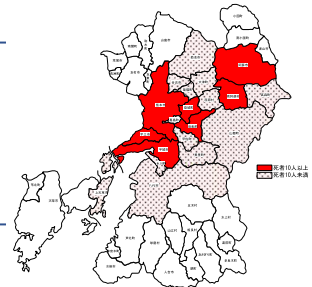
2012. 7  
広域大水害

- 死者・行方不明者 25人
- 最大避難所数 32(3市町村)
- 最大避難者数 2, 317人



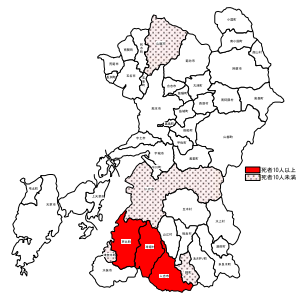
2016. 4  
熊本地震

- 死者 273人
- 最大避難所数 855(38市町村)
- 最大避難者数 183, 882人



2020. 7  
豪雨災害

- 死者・行方不明者 69人
- 最大避難所数 212(37市町村)
- 最大避難者数 2, 512人



# 平成24年7月広域大水害

7月12日未明からの記録的豪雨により県内各所で河川の氾濫や土砂災害が発生

## (1) 人的被害

	人数
死者	23人
行方不明者	2人
重軽症者	11人

## (2) 住家被害

	被害棟数
全壊	169棟
半壊	1,293棟
一部破損	35棟
床上浸水	544棟
床下浸水	1,367棟

## (3) 避難所・避難者数

避難所と避難者数（最大時）	
市町村数	3市町村
避難所数	32所（7/12）
避難者数	2,317人（7/14）

平成24年（2012年）11月22日現在（速報値）

### 歯科保健医療支援活動

#### 【地元歯科医師会等】

- 7/22～31 地元歯科医師会による避難所支援  
歯科応急処置、歯科相談、口腔衛生物資提供  
（7/26,31 活動歯科医師 延40人）
- 8/2～23 阿蘇市保健師と情報共有した支援

#### 【県行政歯科職】

- 7/20 現地視察（1人）
- 歯科医師会へ避難所支援を依頼



# 平成28年熊本地震

4月14日と4月16日に震度7の地震、震度6弱以上の地震は計7回

## (1) 人的被害

	人数
死者	275人※
重軽症者	2,739人

※うち地震による直接死は50人

## (2) 住家被害

	被害棟数
全壊	8,657棟
半壊	34,489棟
一部破損	155,239棟
計	198,385棟

（注）り災証明申請件数ベースの市町村もあるため、複数の世帯が入居するマンションなどが重複の可能性あり。

## (3) 避難所・避難者数

避難所と避難者数（最大時H28.4.17）	
市町村数	38市町村
避難所数	855か所
避難者数	183,882人

※平成28年11月18日で全ての避難所が閉鎖  
令和7年（2025年）4月11日現在（速報値）

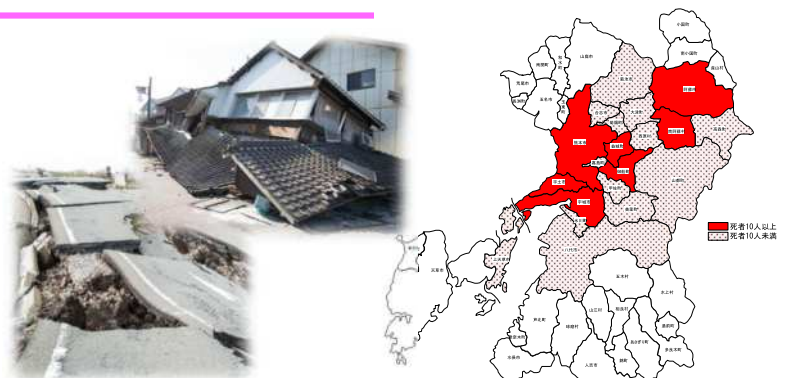
### 歯科保健医療支援活動

#### 【歯科保健医療支援チーム等】

- 4/15～7/31 避難所支援活動（4/22～他県からの歯科支援チーム等の活動あり）
- 活動人数 延べ1,477人
- 4/19 県歯科医師会が県医療救護調整本部会議参加（県から厚労省に支援要請）
- 阿蘇地域歯科医師会は当初から地域医療救護調整本部会議に参加

#### 【県行政歯科職】

- 1か月後 打合せ、避難所状況調査（4人）



## ✓ 幹線道路等のライフラインが被災

- ・物資や人員の輸送が困難

## ✓ 防災拠点の被災

- ・市町村庁舎、学校、物資集積拠点（グランメッセ熊本）の被災
- ・天井等の非構造部材の被災により使用できないケースあり

## ✓ 個人の備えが不十分

- ・県民が災害に備えるための啓発活動、県民の災害に対する備え（食糧備蓄、知識、心構え等）が不十分

## ✓ 車中泊、軒先避難者等被災者の全体把握が困難

- ・頻発する余震の影響等で多数の車中泊者が発生したが、全体像の把握が困難

## ✓ 避難所運営を行政が中心となって対応

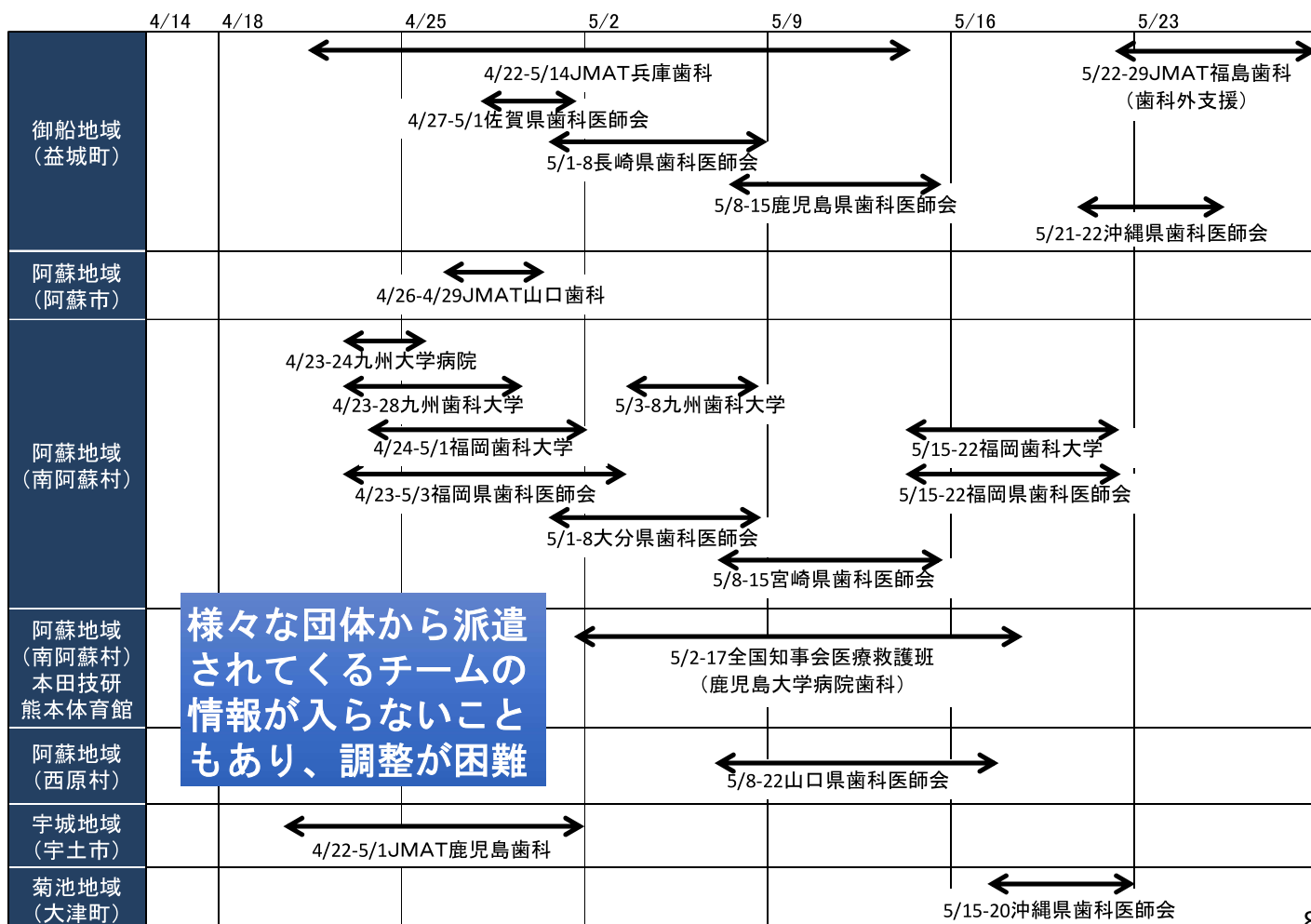
- ・職員が避難所運営に割かれ、本来行うべき業務に支障が発生

### ➤ 避難所の状況

- ・度重なる余震の発生などから、多数の方が避難所に押しかけ、駐車場での車中泊を含め、避難所の過密状態が長期化した。
- ・そのことにより、インフルエンザの流行やエコノミークラス症候群の発生を始め、心身のストレスが溜まりやすい避難所環境が課題となった。

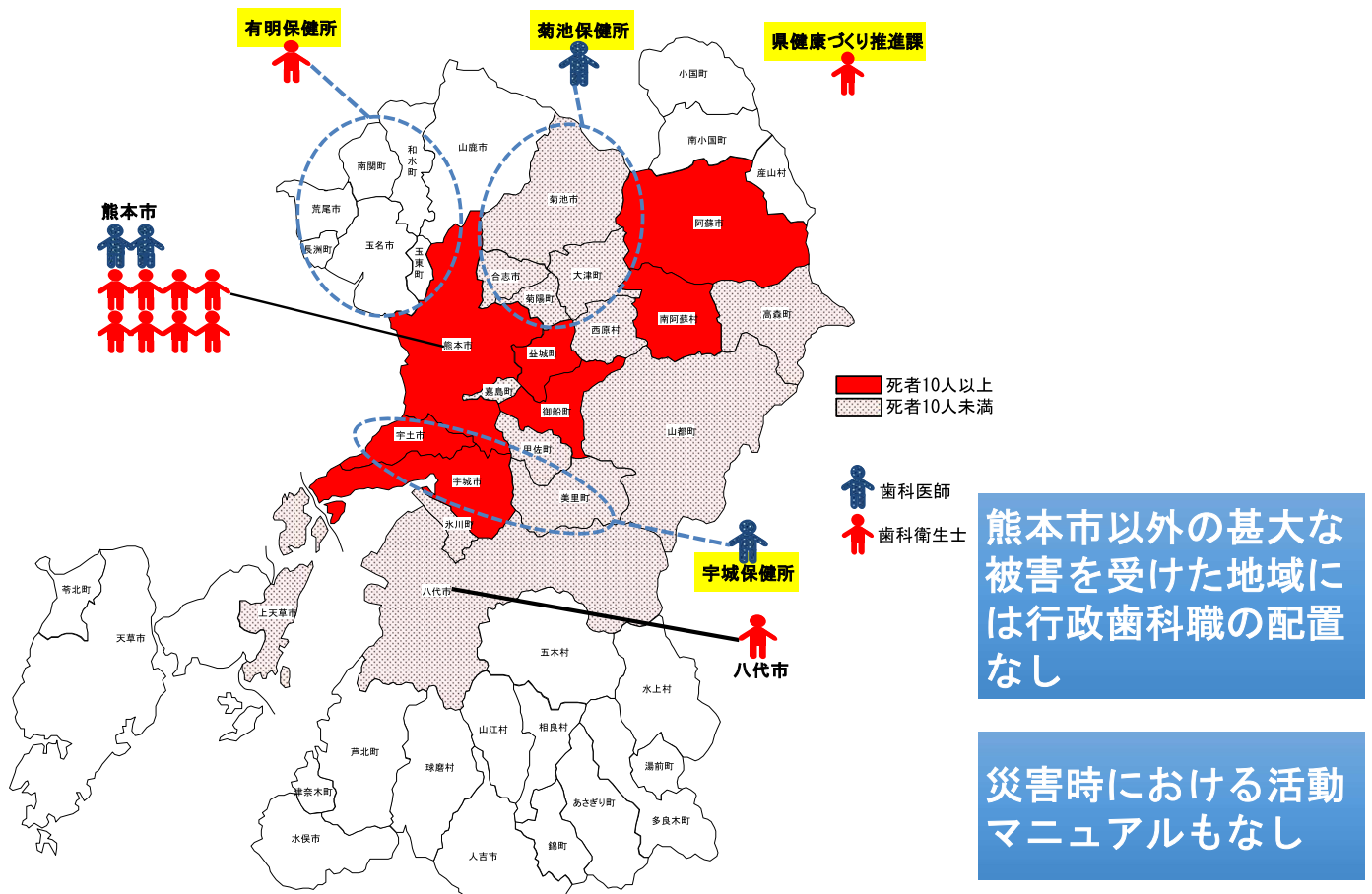
7

## 他都道府県からの歯科支援チーム



8

# 熊本地震時の行政歯科専門職の配置状況



## 歯科関係団体の支援活動（発災後約3か月）

4/14 4/20 5/1 5/10 5/20 6/1 6/10 6/20 7/1 7/10 7/20

県・他	<p>発災後72時間内の歯科との調整・依頼なし                  1週間後に歯科支援派遣要請                  行政歯科職が動いたのは約1か月後、継続活動なし</p>
熊本県歯科医師会	<p>発災後すぐに会内に対策本部設置                  前震から5日後に県調整本部会議に出席                  県歯・他県歯科チーム、各団体派遣チーム等調整</p>
熊本県歯科衛生士会	<p>県と協定締結している県歯科医師会との協定により活動                  県歯科医師会と調整しながら歯科衛生士を派遣（歯科診療支援、口腔衛生管理、口腔機能向上支援）                  地域歯科医師会とともに他県チームの調整</p>

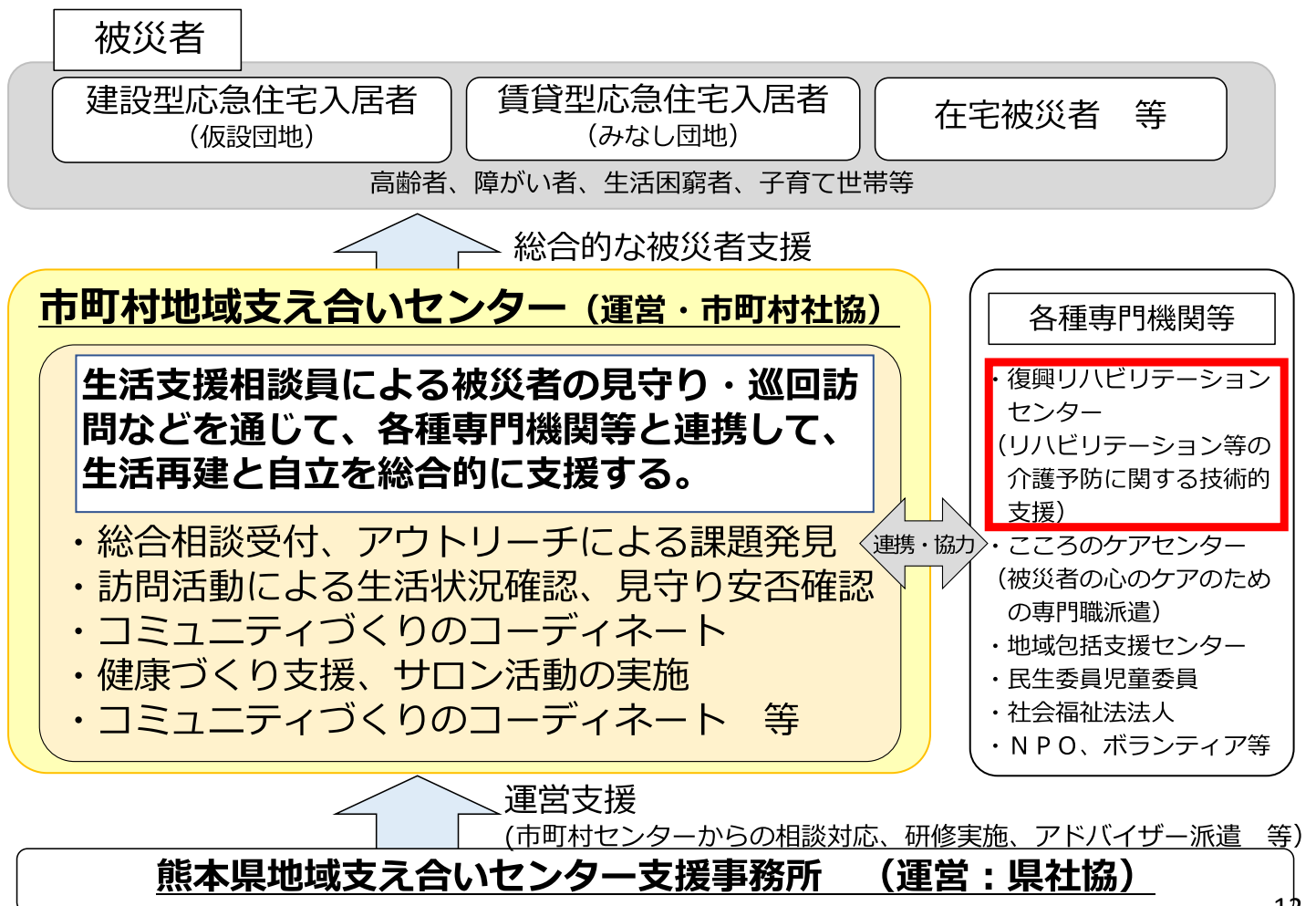
# 主な被災市町村における歯科支援

4/14 4/20 5/1 5/10 5/20 6/1 6/10 6/20

熊本市	行政歯科医師・歯科衛生士を中心とした支援 避難所における歯科ニーズ調査、歯科相談・健康教育、口腔衛生用品配布等を実施 福祉避難所や障がい者施設の歯科ニーズ調査や健診、在宅高齢者の歯科ニーズ調査を実施
南阿蘇村	地元歯科医師がコーディネーターとなり村保健師と連携、他県からの歯科支援チームと多職種連携による支援
益城町	統括JMAT兵庫の歯科医師が調整役を担い、県歯科医師会、県歯科衛生士会、他県からの歯科支援チームを中心に避難所を中心とした支援

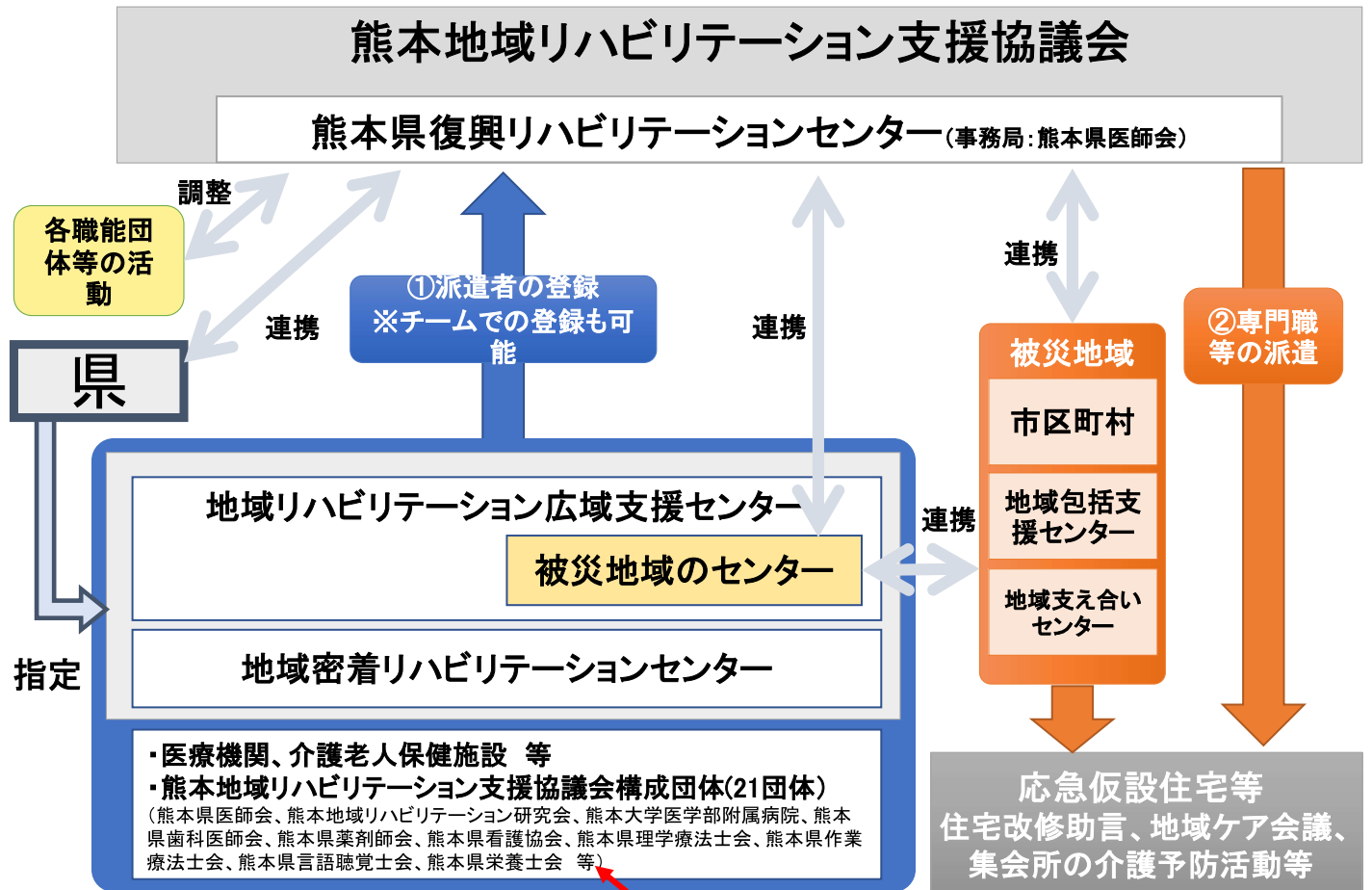
11

## 支え合いセンターによる被災者支援のイメージ



12

# 熊本地震発生に伴うリハ専門職等の仮設住宅への派遣体制



登録したものの歯科への依頼はほとんどなく、  
 歯科衛生士会は独自事業で支援を実施。

歯科衛生士会

出典：熊本県認知症対策・地域ケア推進課資料を一部改編

## 熊本地震の対応への検証と 課題に対する対応

# (参考資料) 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

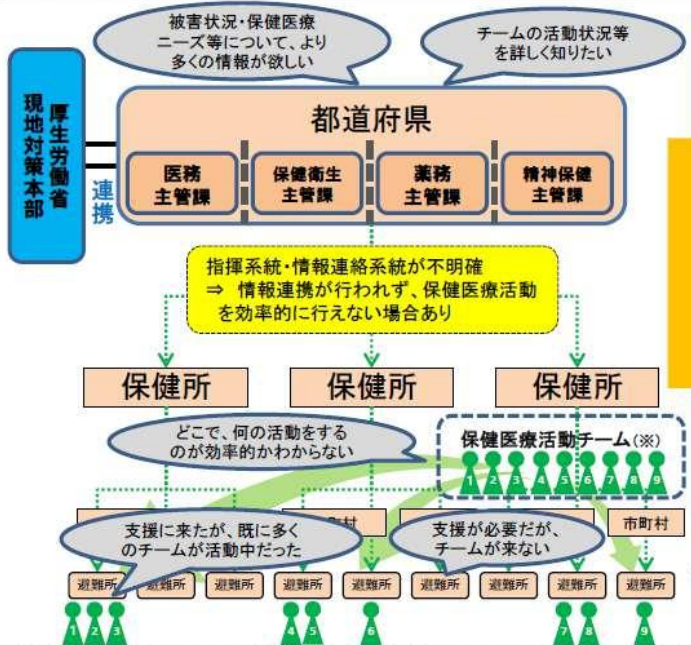
## I 熊本地震における課題と原因

### <課題>

○ 被災都道府県、保健所、保健医療活動チームの間で被害状況・保健医療ニーズ等、保健医療活動チームの活動状況等について情報連携が行われず、保健医療活動が効率的に行われない場合があった。

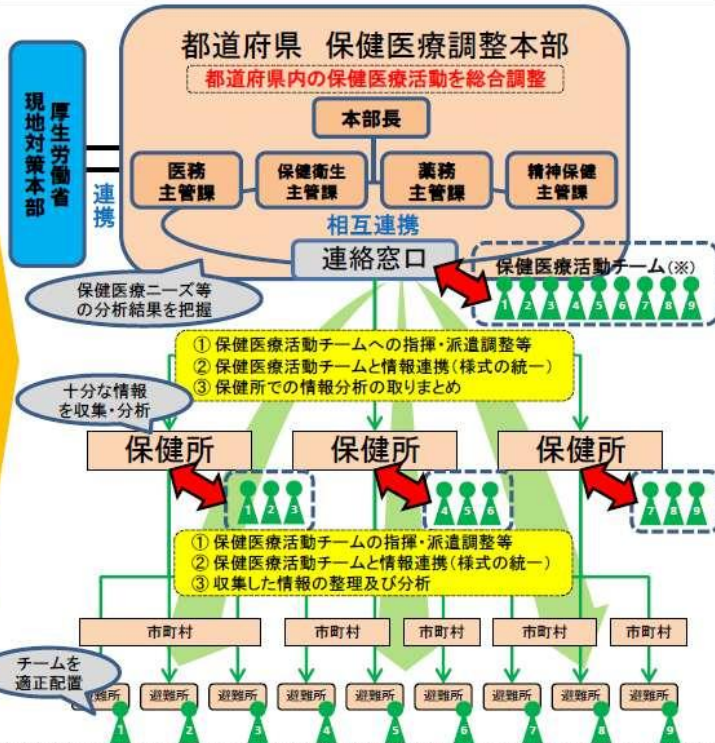
### <原因>

○ 被災都道府県及び保健所における、保健医療活動チームの指揮・情報連絡系統が不明確で、保健医療活動の総合調整を十分に行うことができなかった。



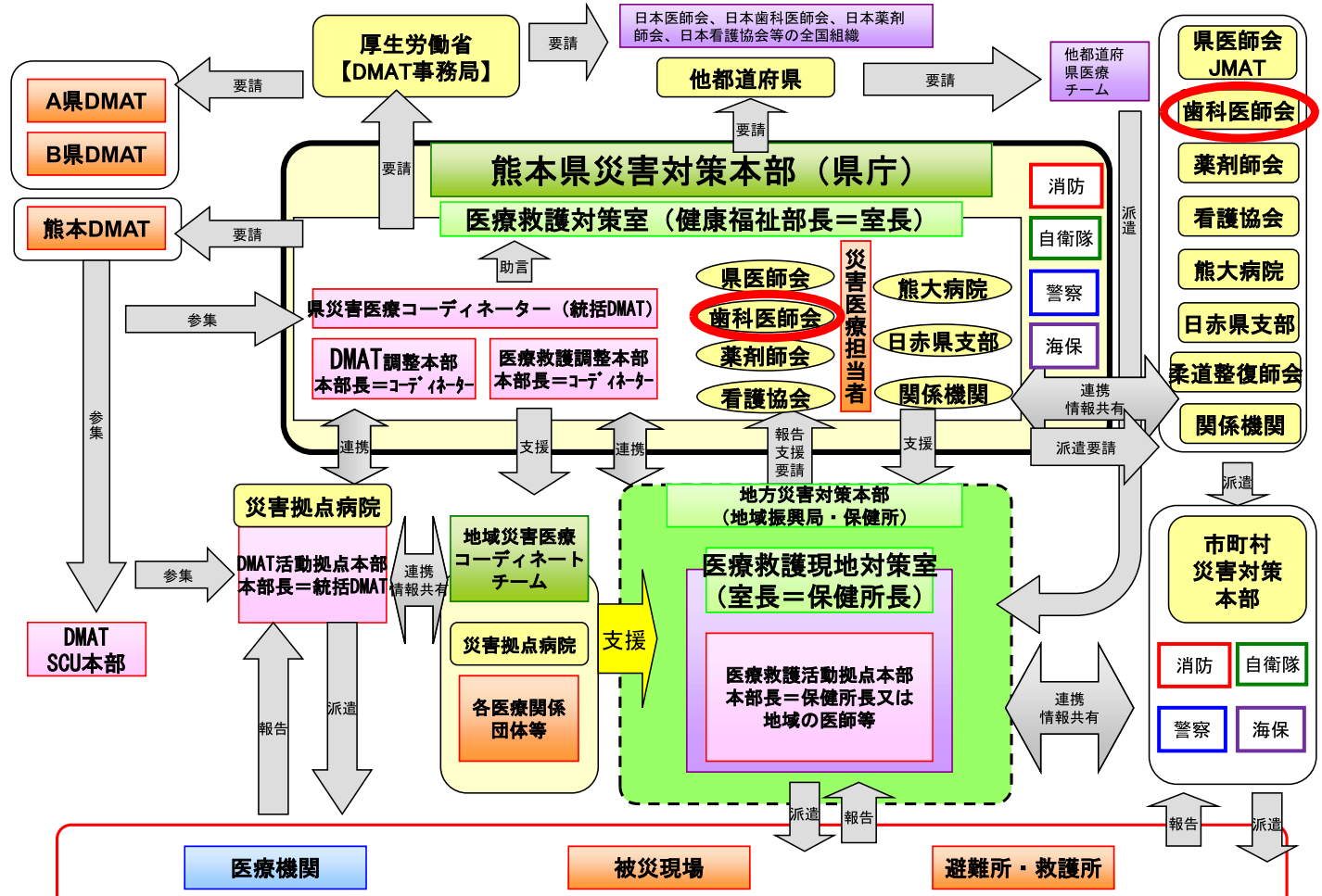
## II 今後の大規模災害時の体制のモデル

○ 被災都道府県に設置された保健医療調整本部において、保健所と連携し、  
 ① 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整  
 ② 保健医療活動チームと情報連携（様式の統一）  
 ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析を一元的に実施し、保健医療活動を総合調整する体制を整備する。



(※) 凡例：保健医療活動チーム(DMAT, JMAT, 日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)  
 出典：大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について(H29.7.5 厚生労働省通知)

## H28熊本地震時 熊本県災害医療提供体制の全体像(イメージ)





## H29.3 概ね3か月間の対応に関する検証報告書

### 【被災地における保健衛生対策】

#### (5) 被災者の口腔ケア

円滑に対応できた点	・発災直後から口腔ケア・歯科保健指導等の歯科保健活動を実施 ・避難所に口腔ケア用品を配布
課題	・避難所での歯科保健医療ニーズの把握
改善に向けた取組・方向性	・他職種等との連携体制の検討、研修会や訓練の実施 平時から保健師や他医療関係職種との連携体制を構築し、保健師活動マニュアル等の他職種の調査票に歯科関連項目の追加を検討する。

## H30.3 4か月以降の復旧・復興の取組に関する検証報告書

### 【災害関連死の検証】

課題	・既往歴のあった方や高齢者を中心に関連死が発生 ・避難所など慣れない環境の中で長期間の避難生活を強いられたことによる肉体的・精神的負担
改善に向けた取組・方向性	(1) 平時からの取組 熊本地震において <b>一定の成果のあったエコノミークラス症候群の予防や口腔ケアについては</b> 、今後の災害においても早期に活動が行えるよう連携をさらに推進する。 (2) 発災時の取組 避難所の衛生状況や食事の保存状況などをチェックし、避難者等に対し感染症や食中毒予防について周知を行うとともに、熱中症の発生予防活動、 <b>口腔ケアなどを通じて、避難者の健康管理に取り組む。</b>

19

# 熊本地震における歯科保健医療支援活動の課題

## 熊本県検証報告書

- ・避難所での**歯科保健医療ニーズの把握**
- ・既往歴のある方や高齢者を中心に**関連死が発生**
- ・慣れない環境下での**長期間の避難所生活による肉体的・精神的負担**

調査票に歯科の項目を追加

研修会実施

### 【改善の方向性】

- 他職種との連携体制の検討、研修会や訓練の実施
- 早期に口腔ケア活動等が行えるような連携及び避難者の健康管理

## 熊本県歯科医師会

- ・行政の混乱による情報不足
- ・災害歯科コーディネーターの役割
- ・県行政歯科医療職の災害時の配置や特命
- ・**職種間の連携不足**
- ・指揮命令・報告・要請系統の混乱
- ・医療と保健の同時進行
- ・報告書関係への歯科支援活動の記載

### 【必要な体制整備】

- 災害歯科医療コーディネーターの設置
- 行政歯科職が発災直後から現場に入り、情報収集・調整を行う体制
- 歯科専門職の配置がない保健所及び市町村への県歯科専門職支援体制
- 他自治体歯科専門職の派遣・受援体制
- 職種間の連携体制

## 行政歯科職意見交換報告

- ・避難所等での**歯科保健医療ニーズの把握**
- ・市町村への**歯科専門職派遣体制の整備**
- ・**歯科支援チーム等の受援体制の整備**

20

## 【第6章 平成28年熊本地震からの医療提供体制等に係る創造的復興】

## 【第3章 第3節 第7項 歯科保健医療】

## ＜これまでの取組と課題＞

近年、避難所や避難生活における歯科医療や誤嚥性肺炎予防等のための専門的口腔ケア等の重要性が明らかになっています。平成28年熊本地震の際には、歯科医師会等の県内外の関係団体とともに、口腔衛生支援物資の配布や歯科治療が必要な被災者への応急歯科処置、肺炎、歯科疾患予防のための口腔衛生管理などの歯科医療救護活動を行いました。しかし、県及び市町村と歯科医師会との間で歯科保健医療に関する情報提供や連携が十分ではありませんでした。

## ＜施策の方向性＞

災害時歯科保健医療提供体制の整備・災害時の歯科保健医療提供体制を整備するため、歯科医師会等の関係機関との連携を強化します。また、熊本地震の経験を踏まえ、災害時には災害医療コーディネーターの下で、歯科医療関係団体と医療チーム等との情報共有や連携を推進します。

## 地域防災計画

## 平成29年度改正

- 『熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証』を踏まえた応急対応等で早急に見直しが必要な課題 についての修正
- 国による防災基本計画の見直しを踏まえた修正

積極的な情報提供先や医療救護対策室に招集する関係機関に「**県歯科医師会**」を追加  
「**誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導**」を追加

## 平成30年度改正

- 「熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興の取組に関する検証」を踏まえた大規模災害からの復旧・復興に関する取組等で見直しが必要な課題についての修正
- 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告」等を踏まえた修正

県は被災地域における保健衛生活動の総合調整を行う旨を追加

## 令和元年度改正

- 国の防災基本計画の修正策
- 発災時の庁内体制の見直し

保健医療活動の総合調整を行う「保健医療調整本部」の設置を追加

令和3年度には避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について追記  
令和4年度には県対策本部に「医務班」「薬務衛生班」を追記  
令和5年度には健康福祉部の分掌事務にJRAT・復興リハ連絡調整等を追記  
令和7年度にはJMAT等とともに「**日本災害支援歯科チーム(JDAT)**」を追記



# 令和2年7月豪雨災害時の対応

## 令和2年7月豪雨災害

7月4日に7月約1か月分の降水量、県内9地点で観測史上1位の降水量を記録

### (1) 人的被害

	人数
死者	67人
行方不明者	2人
重軽症者	50人

### (2) 住家被害

	被害棟数
全壊	1,493棟
半壊	3,117棟
一部破損	2,098棟
床上浸水	286棟
床下浸水	420棟

### 歯科保健医療支援活動

#### 【県歯科保健医療支援チーム等】

- 7/5～地域歯科医師会が保健医療調整現地本部会議に参加
- 7/9～9/27 県歯科医師会・歯科衛生士会の支援チームによる避難所支援活動
- 7/16 県歯科医師会が県保健医療調整本部会議参加
- 避難所支援活動終了後も復興リハビリテーションでの歯科衛生士による支援活動を継続

#### 【行政歯科職】

- 7/7～歯科保健医療に関する窓口担当として情報収集・調整(1人)
- 7/12 現地視察(1人)

### (3) 避難所・避難者数

避難所と避難者数 (最大時R2.7.12)	
市町村数	37市町村
避難所数	212か所
避難者数	2,512人

※ 令和3年1月25日に全ての避難所が閉鎖

令和4年(2022年)4月1日現在(速報値)



# 令和2年7月豪雨災害 避難所の状況

- ・コロナ禍での大規模災害ということもあり、被災した自宅2階や親戚宅等避難所外避難者の数も相当数に上った。
- ・県外のDHEAT、保健師、行政栄養士等が厚生労働省調整下で派遣が行われた。
- ・一方で歯科保健医療関係者は感染対策のため、避難所内の被災者からニーズを直接把握することができず、保健師からの情報を受け、避難所における啓発資料の掲示や支援物資の提供を行うことが中心となった。



感染対策を配慮した避難所



説明を添えた物品・診療所情報

**被災地等で活動される皆様へ**

新型コロナウイルス感染症対策のため、次の点に御留意ください。

**活動場所での留意事項**

- 熱中症対策のため、適宜マスクを外しましょう**
  - 熱中症対策のため、屋外などで周囲の人と十分な距離が取れ、マスクを外せる場合は、適宜マスクを外しましょう。ただし、大声を出す必要があるときにはマスクの着用が望ましいです。
  - また、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をするなど、熱中症には十分に気を付けましょう。
- 人と人の距離をできるだけとりましょう**
  - 休憩時間には他者との距離を空けるなど、人と人の距離をできるだけとりましょう。
- こまめに手を洗いましょう**
  - 食事の前やトイレの後、活動後や屋内への出入の際など、こまめに手を洗いましょう。
  - 水が出ない場合はアルコール等で手を消毒しましょう。

**その他留意事項**

- 接触確認アプリを活用してください**
  - 万が一被災地において感染者が確認された場合、迅速に濃厚接触者を特定するため、国がリリースした接触確認アプリを積極的に活用してください。
- 体調管理をしっかりと行い、症状が出た場合は活動を控えましょう**
  - 基本的に毎日検温しましょう。
  - 被災地で活動された日時等を記録しておき、発熱等の症状が出た場合は活動を控え、専用のコールセンター（096-300-5909）に連絡しましょう。

連絡先：熊本県健康危機管理課 096-333-2478

熊本県作成

**被災地で活動する際の感染防止対策チェックリスト**

記入日： 月 日

氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

連絡先（電話番号）： \_\_\_\_\_

被災地での活動期間： 月 日 ~ 月 日

---

**1 健康状態**

■ 体温 \_\_\_\_\_ 度

■ 味覚・嗅覚の異常 あり ・ なし

■ 咳・倦怠感等の症状 あり ・ なし

---

**2 感染防止対策**

新型コロナウイルス感染症対策のため、被災地で活動する際には、次の点に留意します。 ※以下にチェックをお願いします。

マスクを着用します。

休憩時間などは、人と人の距離をできるだけとりましょう。

食事の前やトイレの後、作業後や屋内への出入の際などは、こまめに手洗いや手指消毒を行います。

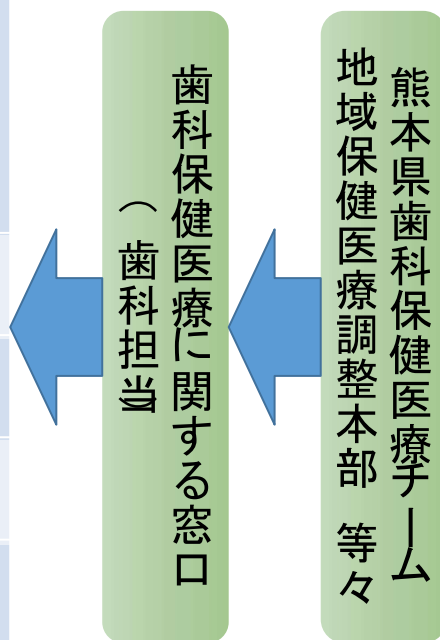
体調管理をしっかりと行い、症状が出た場合は作業を控えます。

屋内作業の際は、換気に留意します。

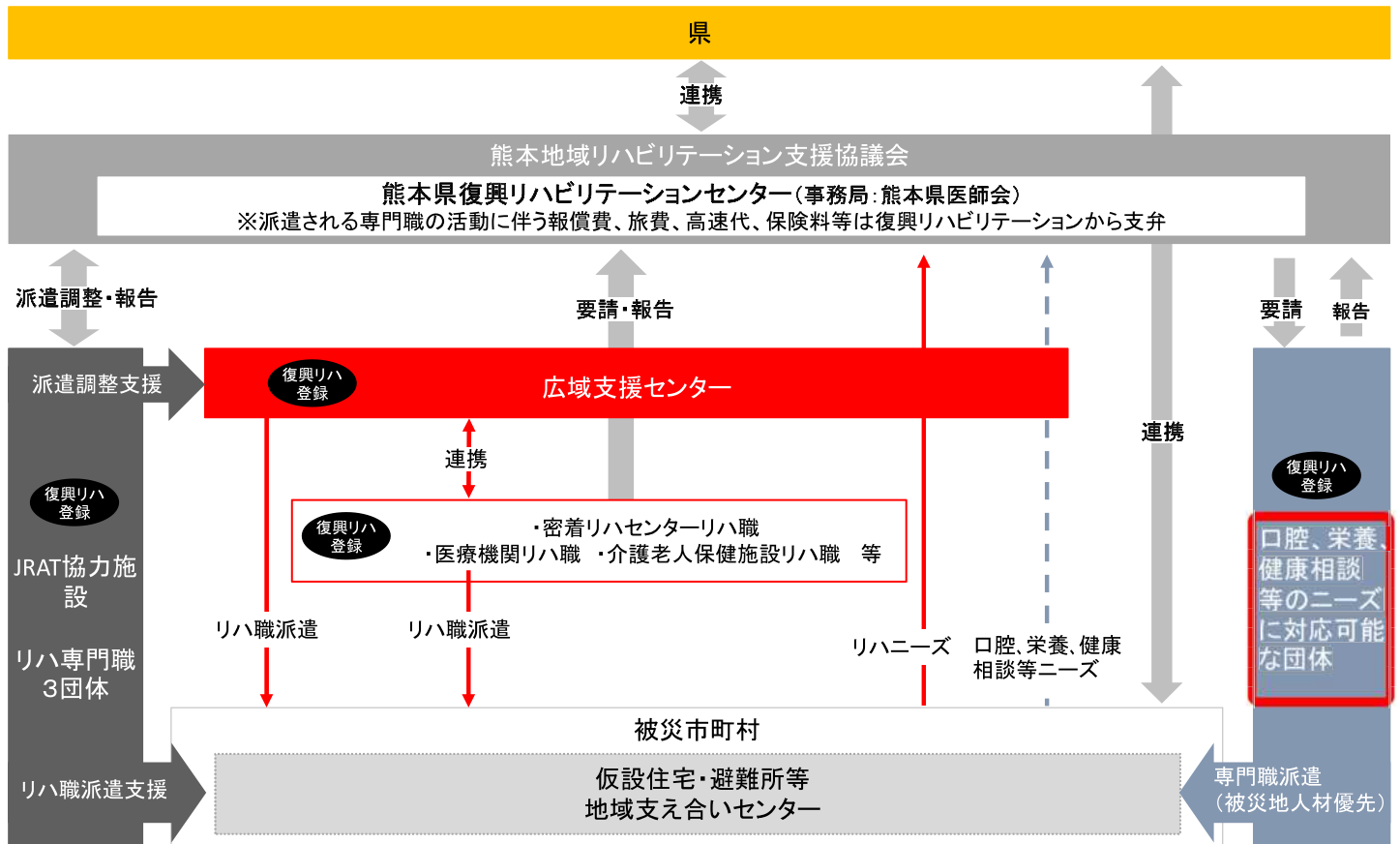
「ボランティア（応援職員）の皆様へ」の内容も、十分に確認してください。

## 保健医療調整本部における県庁各課の役割分担

担当課	主な事務
医療政策課	医療救護活動の総括・調整 災害コーディネーター、小児周産期リエゾンの招集 DMAT派遣 医療救護チームの派遣（JMAT、歯科、看護等）
障がい者支援課	こころのケア対策 DPATの派遣
健康づくり推進課	保健衛生活動統括 DVT対策、口腔ケア支援、食支援
認知症対策・地域ケア推進課	生活不活発病対策
薬務衛生課	医薬品等の調達・供給 災害薬事コーディネーターの招集
健康危機管理課	防疫・食品衛生対策 DHEATの受援調整

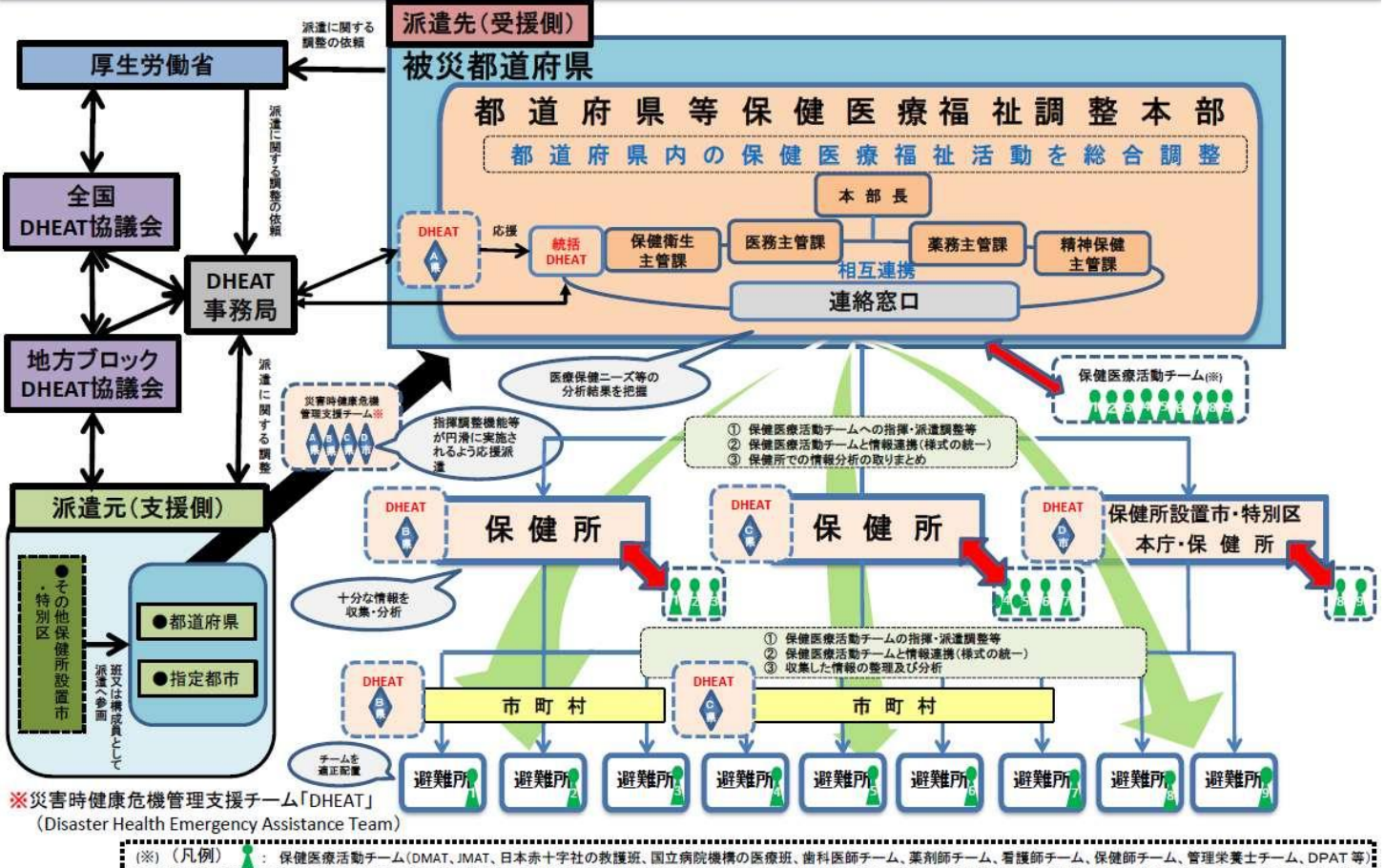


# 復興リハのしくみ



復興リハの活動として、避難所・仮設住宅等に歯科衛生士を派遣

## (別添1) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の活動の枠組み



出典: 災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正 (DHEAT に係る協議会の設置及び保健所現状報告システム等の運用)について (R5.3.28厚生労働省通知)

# 災害時の歯科保健医療活動

～DHEATハンドブック第2版（R5.3）～

大規模災害時保健医療福祉活動タイムライン【対策別】例参照)

発災 24時間	概ね発災 72時間以内	避難所対策 中心	避難所から仮設 住宅入所まで	仮設住宅
義歯の紛失、口腔内外傷				
むし歯や歯周病の罹患、口腔機能の低下				
被災情報の収集・分析・共有 歯科医療機関の情報収集・提供				
口腔衛生物品の確認 不足物品の支援要請		避難所・施設・在宅等へ の口腔衛生用品の配布		歯科健康相談 歯科健康教育
歯科保健医療ニーズ把握 歯科医療提供・口腔ケア支援活動・歯科相談				
地域医療への 引継・移行				

31

## 災害時の熊本県歯科関係者の動き

	歯科保健医療支援チーム等	県行政歯科職
2012.7.12 広域大水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>7/22～ 避難所情報把握、支援体制調整</li> <li>7/26、31 阿蘇郡市歯科医師会による避難所支援(活動人数 歯科医師 延40人)</li> <li>8/2 阿蘇市保健師へフォロー依頼、8/3～23 阿蘇市保健師と連携した避難者支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7/19 保健師へ調査依頼</li> <li>7/20 現地視察(1人)</li> <li>阿蘇市に報告、歯科医師会へ避難所支援を依頼</li> </ul>
2016.4.14 熊本地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>4/15～7/31 避難所支援(4/22～他県歯科支援チーム、JMAT、全国知事会等)</li> <li>活動人数 延べ1,477人</li> <li>4/19 県歯科医師会が県医療救護調整本部会議参加(県から厚労省に支援要請)</li> <li>阿蘇地域歯科医師会は直後から地域医療救護調整本部会議に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1か月後 打合せ、避難所状況調査(4人)</li> </ul>
2020.7.4 豪雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>7/5～地域歯科医師会が保健医療調整現地本部会議に参加</li> <li>7/9～9/27 県歯科医師会・歯科衛生士会の支援チームによる避難所支援活動</li> <li>7/16 県歯科医師会が県保健医療調整本部会議参加</li> <li>避難所支援活動終了後も復興リハビリテーションでの歯科衛生士による支援活動を継続</li> </ul>	<p>7/7～歯科保健医療に関する窓口担当として情報収集・調整(1人)、物資要請ルート設置</p> <p>7/12 現地視察(1人)</p>

32

## 【第3章 第3節 第3項 災害医療】

## 災害医療提供体制の強化

災害時は、県医師会(JMAT⑦)、県薬剤師会(災害薬事コーディネーター)、県看護協会(災害支援ナース⑧)、県歯科医師会(災害歯科コーディネーター⑨、JDAT⑩)等の関係団体との円滑な連携が重要となるため、更なる連携の強化が必要です。

※⑨災害歯科コーディネーターは、災害医療コーディネーターの総合的な指示のもと、災害時歯科保健医療活動及び歯科医療救護に関する支援策の立案及び実施、県外からの支援を効率的かつ効果的に受け入れるための受援体制の整備等を行います。

※⑩日本歯科医師会は、災害時に、被災地域の都道府県の派遣要請を踏まえた厚労省からの要請に基づき、日本災害歯科支援チーム(JDAT)を派遣し、JDATは、避難所等での口腔衛生を中心とした公衆衛生活動の支援等を行います。

## 【第3章 第3節 第7項 歯科保健医療】

近年、災害時の避難生活において、口腔衛生用品を活用した健康維持、歯科医療による口腔機能の回復、歯科保健活動による誤嚥性肺炎予防などの重要性が明らかになっています。歯科医療関係機関・団体との連携体制の強化など、災害時の歯科保健医療体制の整備を進める必要があります。

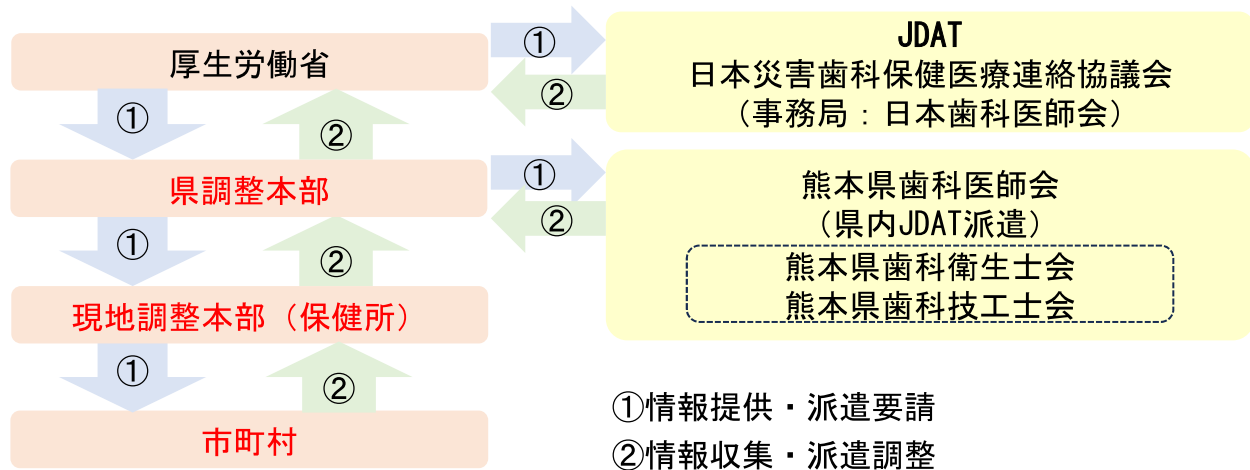
## ○災害時歯科保健医療提供体制の整備

災害時の歯科保健医療提供体制の構築のため、災害時歯科保健医療活動及び歯科医療救護に関する立案及び実施等を行う災害歯科コーディネーター、JDATと他の医療チーム、保健師、栄養士等の多職種間の連携を強化します。また、県歯科医師会や市町村等関係機関と連携し、災害時の支援体制強化のための研修の取組を推進します。

# 災害時の歯科保健医療活動の派遣調整

～熊本県災害時保健活動マニュアル（R7.3）～

- 被災地域の現地調整本部や市町村からの要請がある場合や、要請できないほど被害が大きいと考えられる場合には、**歯科専門職による先遣隊を派遣し**、現地の状況を確認し、JDATの派遣要請の要否について判断する。県内の支援のみでは活動に支障がでる場合は、県外からの派遣要請を検討する。
- **歯科専門職は、県及び現地調整本部において、収集した情報から歯科保健医療ニーズを確認し、派遣要請の要否を検討するとともに、派遣されたJDAT等の調整等を行う。** 県歯科専門職で対応が難しい場合は、速やかに全国（広域）に移行して派遣の可否について照会し、歯科専門職による調整機能体制を整備する。（保健師等の被災地への派遣受入れと同様の流れ）



- ①情報提供・派遣要請
- ②情報収集・派遣調整

# ～熊本県災害時医療救護マニュアル（R8.3）～

目次

はじめに	0-1
・目的	0-1
・本マニュアルと他のマニュアルとの関係	0-1
・災害医療提供体制図	0-2
・災害時における被災地外からの保健医療福祉に関わるチームの例	0-3
・用語解説	0-4
1 行政機関における初動対応	1-1
2 熊本県保健医療調整部門の設置	2-1
3 熊本県保健医療福祉調整現地本部の設置	3-1
4 災害拠点病院	4-1
5 DMA T（災害派遣医療チーム）	5-1
6 DPAT（災害派遣精神医療チーム）	6-1
7 広域医療搬送	7-1
8 EMIS（広域災害・救急医療情報システム）	8-1
9 災害診療記録・災害処方箋・お薬手帳	9-1
10 災害医療コーディネーター	10-1
11 災害薬事コーディネーター	11-1
12 災害歯科コーディネーター	12-1
13 災害	
14 医療	
15 人工	
16 多数傷病者が短時間で発生した場合の基本的な対応	16-1
参考資料 トリアージ	17-1
参考資料 災害時保健活動マニュアル（抜粋）	18-1
参考資料 避難所運営マニュアル（抜粋）	19-1
参考資料 福祉避難所運営マニュアル（抜粋）	20-1
参考資料 県内透析実施医療機関一覧	21-1
参考資料 熊本空港SCU設置・運営マニュアル	22-1

【マニュアル12】災害歯科コーディネーター

<マニュアル12> 災害歯科コーディネーター

1 災害歯科コーディネーター（保健医療調整部門担当）の活動

(1) 初動

ア 保健医療調整部門が国難な場合は一及び熊本県直轄する。

イ 熊本県を収集し、関係する情報。

ウ 保健師を、JDA熊本県歯科医師会等と連携し、関係する情報。

エ 被災地

ア JDAの場合は調整現場

イ 県歯科医師会等の情報を収集し、実施

ウ 歯科用との対応を示すものと

2 現地災害歯科コーディネーター（保健医療福祉調整現地本部担当）の活動

イ 地域歯科医師会と連携して、保健師管内の歯科医療機関の被災状況に関する情報を収集します。また、災害歯科コーディネーター及び地域歯科医師会と、保健師管内及び県内の被災状況等に関する情報を共有します。

(2) 支援策立案及び支援報告

ア 保健医療福祉調整現地本部が収集した保健師管内の情報をもとに、地域災害医療コーディネーターの総合的な指示のもと、歯科保健医療に関する支援策を立案します。保健師管内の体制だけでは支援策を実施することが困難な場合は、現地本部から保健医療調整部門に支援を要請します。

イ 保健医療福祉調整現地本部は、現地災害歯科コーディネーターが立案した歯科保健医療に関する支援策を、現地本部内で共有し、支援方針を確認するとともに、災害歯科コーディネーター及び地域歯科医師会等の関係機関に報告・確認します。

ウ 保健医療福祉調整現地本部は、現地災害歯科コーディネーターが立案した支援策に基づき、歯科保健医療の需要にあわせて、歯科用医薬品等支援物資の調達等を行います。

(3) 被災地域の状況の変化に応じた支援活動

ア 保健医療調整部門から歯科医師派遣等について応諾の連絡を受けたときは、歯科医療ニーズとのマッチングを行ったうえで、支援を受け入れるための調整を行います。また、調整結果を、災害歯科コーディネーター、地区歯科医師会等に周知します。

イ 地域災害医療コーディネーター、地域歯科医師会等と保健師管内の歯科用医薬品の供給及び歯科保健医療に関する最新の情報を共有し、状況の変化に応じて、支援策の見直しについて関係者と協議し、実施します。

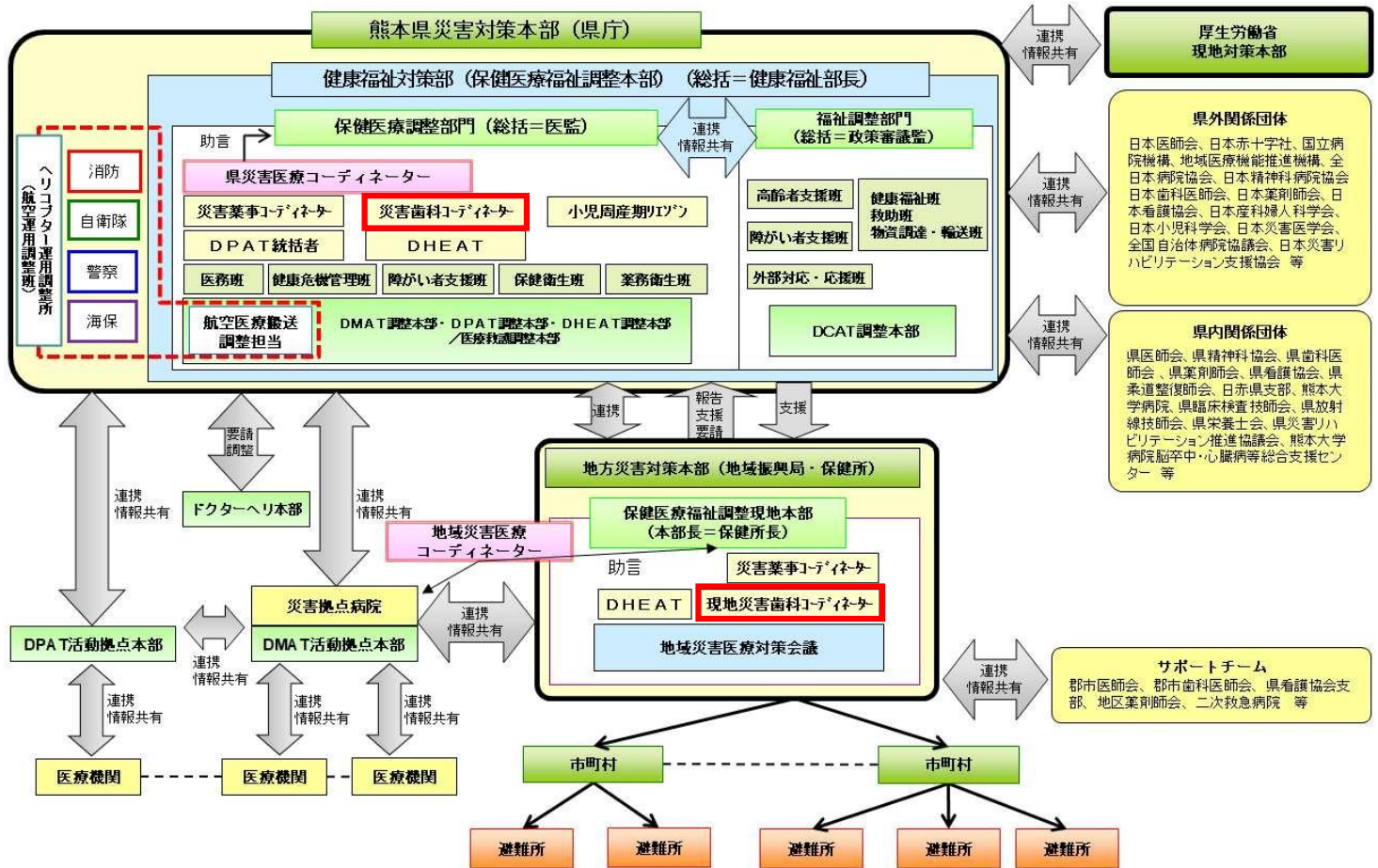
ウ 保健師管内で歯科用医薬品等の供給または歯科保健医療に関する課題が生じた場合は、これを解決するために、関係者との調整を行います。

災害歯科コーディネーター（保健医療調整部門担当）の活動

現地災害歯科コーディネーター（保健医療調整現地本部担当）の活動

災害歯科コーディネーター

# 熊本県の災害医療提供体制図



## 令和8年度災害時歯科保健医療提供体制整備事業

I-(1)-① 災害発生時の避難所等支援体制の強化 **拡**

2月補正

予算額2億45百万円 (29百万円)  
【健康福祉政策課、健康づくり推進課】

- 大規模災害発生時には、避難生活が長期に及び、被災者の肉体的・精神的負担が増大
- これらの負担を最小化し、災害関連死を発生させないため、避難所の生活環境改善につながる物資の備蓄や、歯科保健活動の体制整備を進める

### 1 避難所生活環境改善緊急整備事業【健康福祉政策課】

<現状・課題>

被災者の避難所での肉体的・精神的負担軽減のため、避難所の生活環境改善のための物資の備蓄の推進が必要

<事業概要>

○全体事業費：110百万円

○事業内容

避難所の生活環境改善のための物資の備蓄や備蓄倉庫の整備に要する経費

- (1)簡易ベッド (1,000床)
- (2)テント式パーティション (1,000張)
- (3)炊き出しセット (25セット)
- (4)備蓄倉庫整備5カ所

○負担割合：国1/2 **地域未来交付金**、県1/2

○事業主体：県 ○事業期間：令和7年度～



### 2 災害時歯科保健医療提供体制整備事業【健康づくり推進課】

<現状・課題>

○災害時における医科や看護、栄養等に加え、口腔ケアの支援体制の整備が求められており、令和6年能登半島地震でもその重要性が再確認された

○今後の災害に備え、診療器具や人材育成等、災害時の歯科保健医療体制整備の推進が必要

<事業概要>

○全体事業費：135百万円

○事業内容

以下の取組みに係る県歯科医師会への補助

- (1)避難所等での歯科保健医療活動に必要な車両及び診療器具、器材の整備
- (2)歯科巡回診療、巡回歯科健診等のニーズ調査・分析、提供体制の検討
- (3)災害歯科支援チームや歯科衛生士養成等

○負担割合：(1)(2) 国10/10、(3) 国2/3、県1/3

○事業主体：県歯科医師会 ○事業期間：令和7年度～



【出典】  
石川県歯科医師会  
令和6年能登半島地震報告書

# 体制整備と人材育成

- 自治体、関係機関・団体等、それぞれの立場における災害時歯科保健医療提供体制整備
- 災害時歯科保健医療関係者の人材育成



KEEP GOING...